

平成30年度 包括外部監査（意見）

報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
19	個人県民税	意見	【意見】業務の実施漏れを未然に防ぐなど事務処理の確実性を確保するために、個人県民税に関する事務について、事務執行体制を強化することが望ましい。	本年7月から副担当を1名増員することにより事務執行体制を強化し、事務処理の確実性の確保を図った。
25	法人県民税	意見	【意見】国税資料と課税標準等の照合が手作業で行われており、システム化等による効率化を検討することが望まれる。	法人の所得金額や法人税額等について、本年10月に稼働した新税務システムにより、国税資料との自動照合を行っている。
35	個人事業税	意見	【意見】申告に対する業種調査や課税要否等の検証については十分行われている。しかし、課税の公平性の観点から事業税の課税漏れを防ぐための無申告者に対する調査方法等について検討する必要がある。	本年4月から、過年度に個人事業税の課税実績があるが当該年度の所得税の申告がない者については、積極的に税務署に問い合わせることによって国税との連携を深め、無申告の理由を把握し、事業税の課税漏れを防ぐこととした。
35	個人事業税	意見	【意見】個人事業税担当者は4名であり、かつ、全員が他税目と兼務の状況であるが、個人事業税は県単独の税目であるため、市町との事務連携がほとんどなく、県の当税目に対する事務負担は大きい。現状の当税目の事務執行体制の強化について検討することが望ましい。	個人事業税の事務執行体制を強化するため、本年4月から個人事業税担当者を5名とした。
40	法人事業税	意見	【意見】外形標準課税の対象法人のみが調査対象とされてきたが、収入金課税法人や医療法人についての調査が未実施であるので、法人調査体制を整備する必要がある。	収入金課税法人については、平成29年度に他県へ事例照会を行い、平成30年度に法人調査に着手し、法人調査マニュアルを作成しており、本年10月から本格的に調査を実施している。 医療法人については、令和元年度中に調査マニュアルを作成の上、令和2年4月から調査を行うこととする。
51	不動産取得税	意見	【意見】（原始取得）家屋の新増築に関しては、一定の要件を満たす場合、不動産取得税の軽減・減額措置が設けられているが、共同住宅（アパート）取得者に関しては、軽減・減額措置の適用状況が他の新増築家屋と比較して著しく低い状況にある。この要因としては、取得者に対する軽減・減額措置の申請についてのアナウンスの差が考えられることから、共同住宅（アパート）取得者に対してもアナウンスを強化することが必要である。	家屋評価については、市町と密接に協力して行っており、家屋の取得者との調整は主に市町が行っている。 共同住宅については、市町を経由して取得者に評価資料を返還する機会等に、不動産取得申告書と説明資料を渡して不動産取得税の軽減・減額措置について説明するよう本年5月に依頼した。
52	不動産取得税	意見	【意見】（原始取得）原始取得の調定事務は、市町から提供された原始取得データを県の課税台帳データに変換し、当該課税台帳データを元に実施されている。しかしながら、原始取得データと課税台帳データとの整合性を確認する際に時効等により課税対象とできない削除物件についての他者による確認手続が実施されていないため、整合性を確認する手続を複数者で実施し、実施の証跡を残す必要がある。	今年度課税分から、複数者による整合性確認を実施し、証跡を残すこととした。 具体的には、時効物件一覧表を作成して内容確認後、市町の総データからこれを控除したものが課税台帳データ数と一致していることを、データ処理担当者と別の担当者がそれぞれ確認し、その証跡を残すこととした。

平成30年度 包括外部監査（意見）

報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
53	不動産取得 税	意見	【意見】（承継取得）承継取得における納税通知書の送付事務においては、納税通知書出力総数情報と実際手許枚数を照合しているとのことであるが、当該照合表においては実際手許枚数の記載に留まっており、納税通知書出力総数の記載がないことや、納税通知書出力総数の根拠資料が保管されていない。照合表への納税通知書出力総数の記載や、納税通知書出力総数の根拠資料の保管が必要である。	照合表に納税通知書出力総数情報、納税通知書受領枚数、合封状況及び発送通数を明確に記載し、整合性確認の根拠資料として印刷して保管することとした。
58	県たばこ税	意見	【意見】業者から提出された申告書の申告本数の適正性についての検証手続は、現状、前年同月比較及び前年累計比較に留まっている。香川県内の各市町に提出された申告書との整合性確認によって、検証手続を強化することが必要である。	令和元年度から申告書の申告本数の適正性を向上させるために、毎年6月に市町から県に前年度の申告本数のデータが提出されるので、それにより県の申告本数を検証することとした。
58	県たばこ税	意見	【意見】たばこ流通情報管理システムの申告本数と県の調定情報である申告本数を照合しているとのことであるが、関連資料へのチェックマーク等の照合した証跡がなく、当該照合作業の実施を客観的に確認できないため、照合証跡を残す必要がある。	たばこ流通情報管理システムで配信される、「全国都道府県・事業者別申告・報告本数突合一覧表」を出力し、調定明細と突合の上、照合証跡を残すこととした。
63	ゴルフ場利 用税	意見	【意見】改善指導がなされた際のフォローアップ体制について、再調査ないし翌年度調査対象として再選定する等、ルールを見直されることが望まれる。	3年に一度行っている調査の中で、軽減税率の適用誤りなど制度の誤認で更正が生じるなど改善指導を行った場合は、翌年度にも再調査するよう、本年11月にゴルフ場利用税に係る調査マニュアルを改訂した。
67	自動車取得 税	意見	【意見】付加物については、ディーラー側で記載された金額を正として県側では金額の確認を基本的に行っていない。付加物については車体同様課税標準を構成することから、付加物課税標準基準額を設けている付加物については金額の妥当性を確認するための仕組みを整備することが望ましい。	申告受付時に付加物を含む課税標準額に基づき、その金額の妥当性を確認することとしたマニュアルを年内に定めて実施することとした。
74	軽油引取税	意見	【意見】大口免税調査対象先の中から、現在除外している漁船、漁船以外の船舶、鉄道、官公庁も含めて調査することが必要である。	令和元年度以降、大口定期免税調査等の対象に、漁船、漁船以外の船舶、鉄道、官公庁を加え、調査対象を拡大することで、免税軽油の不正使用の防止を図ることとした。
96	収納・滞納 整理事務	意見	【意見】徴収マニュアルについて、他に追加作成されたマニュアルとの連携を図り、実務に合わなくなった箇所を修正する等の見直しが見られる。	徴収マニュアルの修正を行うため、本年5月に税務課及び県税事務所若手職員からなる作業部会を設置し、修正作業に着手している。
96	収納・滞納 整理事務	意見	【意見】税務部門として、一層の効率的で効果的な業務の遂行のためには、組織としてノウハウの蓄積と、各職員の高度で専門的な知識と経験が必要となる。そのため、各職員において、税務に関する知識と経験が効率的に蓄積・継承され、効果的な業務遂行がなされるよう、組織として長期的視野に立った計画的な人材育成が望まれる。	これまで実施してきた所内研修や外部研修（東京税務セミナーや自治大学校等）への派遣に加え、税務事務に関する課題（効率的な徴収のあり方や自動車税の課税保留制度等）に対して、本年5月に若手職員を中心とした検討会を設置し、他県の先進事例を調査したり、事務処理の改善について研究したりすることにより、人材育成を図ることとした。

平成30年度 包括外部監査（意見）

報告書 ページ	項目	区分	内容	講じた措置等
106	税システムと情報セキュリティの確保について	意見	【意見】香川県情報セキュリティポリシーで求められている情報セキュリティ実施手順について、税務システムにおいて体系的にまとめられたものが策定されていないため、当該手順を策定すべきである。	新税務システム稼働に合わせ、情報セキュリティ対策の具体的な手順をまとめた情報セキュリティ実施手順を策定し、その手順に沿って各種対策を実行することとした。
107	税システムと情報セキュリティの確保について	意見	【意見】現状、税務職員のうち徴税吏員（県税の賦課徴収に関して知事から委任を受けている職員）全員が税系基幹システムの全税目の一部の情報を閲覧できるようになっているが、担当者によっては閲覧が不要な税目も存在する。現行の税系基幹システム上の限界はあるが、できる限り、業務の内容の範囲内のアクセス権の設定とすべきである。	新税務システムでは、アクセス権の設定は、税目別に設けられた機能（照会、更新、印刷等の機能一覧画面上の「ボタン」）単位で設定可能であり、各担当者が業務に必要な範囲のみ利用できるようアクセス権を設定することとした。
107	税システムと情報セキュリティの確保について	意見	【意見】外部委託業者による業務が県庁外の場所で実施される場合の定期的な立入検査が一部実施されていない。外部委託業者の業務遂行や業務環境が委託業務契約に即して実施されているか否かを確認するためにも、定期的な立入検査が必要である。	立入検査が一部実施できていなかったのは、納税者が特定できる入力票を参照しデータを作成（いわゆるパンチデータ作成）する事業者であり、本年8月に当該事業者に対し立入検査を実施した。
108	税システムと情報セキュリティの確保について	意見	【意見】税務システムグループにおいて、毎年1回、担当者によりアクセス権限の棚卸が実施されており、棚卸結果については、上席者が随時確認している。しかしながら、正式な報告等は、その結果に基づいたアクセス権限の登録・変更・削除としての決裁のみであり、棚卸結果そのものについては報告する仕組みとなっていない。 アクセス権限の棚卸結果は、アクセス権限の登録・変更・削除以外の設定状況についても適切であることを確認した重要な資料であり、棚卸結果についても定期的の上席者へ報告する等の仕組化が必要である。	今年度から、職員異動等によるアクセス権の変更と併せて、全職員のアクセス権限付与状況の棚卸結果について、職員録や配席図等と比較し問題ないことを確認したうえで、グループリーダーへ報告している。